

令和 5 年 5 月 28 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01254

研究課題名(和文)唐代を中心とする「故意なき殺人」規定に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Basic Studies on the Provisions of "Non-intentional Murder" in Tang China

研究代表者

中村 正人(NAKAMURA, Masato)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：60237427

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文):本研究課題は、滋賀秀三氏による唐律疏議現代語訳の試みを継承し、唐闘訟律前半(暴行・傷害に関する規定)の現代語訳を作成するとともに、そこから得られた知見をもとに、各メンバーが専門とする時代の同種の規定と比較検討することを通じて、「故意なき殺人」に関する規定の再検討を試みるものである。3年間に及ぶ研究活動の結果、闘訟律全60条中、前半部分の1条から38条までの翻訳を完了して公表するとともに、宋代の法規定に見られる「正犯」の意味や、元代の検死にまつわる問題について明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

唐律は、唐以前の諸王朝における法典編纂活動の集大成として成立し、また唐以降の諸王朝の法典編纂において多大な影響を与えたという意味で、前近代中国法を代表する法典である。したがって唐律は、前近代中国の法制度を研究する者にとって、その対象とする時代を問わず、基本史料の一つであると言える。さらに唐律の影響は、同時代の東アジア諸国だけではなく、近現代の日本をはじめとする東アジアの法にも及ぶ。日本や中国・韓国の法制度研究者、さらには比較法文化史や現代刑法学等を学ぶ者にとっても、唐律は重要かつ貴重な史料である。こうした広範な潜在的な需要のある唐律の翻訳を作成することは、きわめて高い学術的意義があると言える。

研究成果の概要(英文):This research project succeeds Dr. Shuzo Shiga's attempt to translate the Tanglue shu yi into modern Japanese and prepares Japanese translations of the first half of the Dousong-lue(provisions on assault and injury), and Based on the knowledge obtained from it, we will attempt to reexamine the provisions on "unintentional murder" by comparing them with similar provisions of the era in which each member specializes. As a result of three years of research activities, we completed the translation of Articles 1 to 38 in the first half of the 60 provisions of Dousong-lue and published them. We were also able to clarify the issues on "Zhong fan" concept in Song criminal code and autopsy in Yuan dynasty.

研究分野：中国法制史

キーワード：唐律 闘訟律 故意なき殺人

1. 研究開始当初の背景

(1) 唐律は、唐王朝が制定した全 12 篇約 500 条から成る法典（内容的には刑法典）であり、唐王朝の法体系全体の根幹を成す基本法典であるが、ただ独り唐王朝の法典というのみならず、唐代以前の法典編纂活動の集大成として成立し、また唐代以降の法典のひな形となったという意味で、前近代中国法を代表する法典であり、その影響は同時代の東アジア諸国は勿論のこと、一部は現代の日本法にも及ぶなど、極めて広範な影響力を有する重要な法典でもある。

(2) このように唐律は、時代を問わず前近代中国の法制度を研究する者全般にとっての基礎史料の一つであるのは勿論のこと、古代日本や朝鮮の法制度研究者、さらには比較法文化史や現代刑法学を学ぶ者にとっても重要な史料であると言える。こうした唐律の史料としての重要性に鑑み、1979 年から 1996 年にかけて、唐律（正確には『唐律』とその官撰註釈書である『律疏』を後の時代に合本した『唐律疏議』）の訳註書が刊行され（律令研究会編『訳註日本律令五～八（唐律疏議訳註篇一～四）』）、現在に至るまで多くの研究者によって利用されている。この唐律訳註書には、研究代表者の中村（第 12 篇断獄律担当）および研究分担者の川村（第 10 篇雜律担当）も分担執筆しているが、ただ同書は、重要な語句に対して詳細な注解が施されていることや、条文の概要についての解説がなされていること等、注釈書としては優れたものであると言えるけれども、翻訳書として考えた場合、現代語訳ではなくいわゆる漢文読み下しのスタイルを採用しているため、日頃漢文に慣れ親しんでいない者にとっては必ずしも読みやすいものとは言えず、それ故上述の如く唐律に対して予想される広範なニーズに十分応えられる形にはなっていないという問題が見られる。

(3) もっとも、唐律の現代語訳の試みは、上記訳註書の刊行に先立つ 1958 年より、故・滋賀秀三氏によって開始されていた（滋賀秀三「訳註唐律疏議（1）」（国家学会雑誌 72 巻 10 号））が、この事業は諸般の事情により唐律最初の篇目である名例律の途中で中断されてしまい、その後は上記の訳註書がその事業を継承するものとして出版され、また滋賀氏個人も逝去されたため、その後しばらくは現代語訳の試みは行われることがなかった。そこで 2008 年に石岡浩（故人）・川村康・七野敏光・中村正人の 4 名は「唐律疏議講読会」なる研究組織を立ち上げ、『唐律疏議』の現代語訳作成の試みを継承することを中心課題として、科学研究費補助金の交付を受けながら、「断獄律」「捕亡律」の現代語訳を公表するに至ったが、残りの 10 篇についてはなお現代語訳が存在しない状態が続いている。

2. 研究の目的

(1) 上記のような状況の下、滋賀氏によって開始された唐律現代語訳の試みを引き続き継承し、暴行・傷害や故意によらない殺人について規定する鬪訟律の前半部分（第 1 条から第 38 条まで）の現代語訳の作成、及びそれらを他の時代の同種の規定と比較検討、前近代中国法の特徴の一端を明らかにしようとする試みが本研究課題の意図するところである。

(2) 本研究においては、広範な研究分野での需要が見込まれる唐律鬪訟律の現代日本語訳の作成を最優先の課題とする。なお、翻訳の作成に際しては、前記『訳註日本律令（唐律疏議訳註篇）』の存在を前提とし、基本的な条文解説については同書の記述に委ねつつ、国外（主として中国）で出版されている『唐律疏議』の訳註書との比較対象にも留意し、『唐律疏議』訳註書の決定版となり得るものを作成することを目指す。

(3) 本研究が対象とする唐律の鬪訟律には、鬪殺（傷害致死）誤殺（錯誤による殺人）戯殺（遊戯中の殺人）過失殺（過失致死）等といった、行為者に殺意はないが結果的に被害者を死に至らしめる一連の犯罪類型が規定されている。この種の殺人に対してどのような処罰を行うかは、例えば前近代中国法と現代日本法との間で大きく異なっていることから分かるように、時代的・社会的・文化的な影響を大きく受ける傾向があるため、関連する規定を詳細に比較検討し、規定内容が相違する理由や社会的背景を考察することによって、当該社会が有する法制度の特質を知る上で重要な手がかりが得られる可能性が高い。本研究では、鬪訟律の現代語訳作成に加えて、「故意なき殺人」に関する唐代の規定の詳細な分析、及び清代あるいはその他の時代との比較研究を行うこともまた副次的な目的としている。

3. 研究の方法

(1) 3 年間の研究期間の内、最初の 2 年間は鬪訟律の翻訳作業を進める。翻訳は研究会開催ごと

に数条程度を取り上げ、研究代表者が当該条文の日本語訳および注釈の原案を作成し、他の2名を交えて訳語の当否や各人の専門とする時代の規定・制度との比較検討を通じて議論を深めて行く。

(2) 最終年度においては、各人がこれまでに唐代と各時代の鬪訟律(相当の篇目)に規定された条文とを比較検討してきた成果のまとめを報告し、研究会の場での討論を通じて前近代中国刑法の特徴や問題点についての総括を行う。

4. 研究成果

(1) 3年間の研究期間中にいずれもオンラインで開催された5回の研究会活動を通じて、唐鬪訟律前半部分(第1条から第38条まで)の現代語訳を完成させた。同翻訳は、『金沢法学』(62巻1号、63巻1号、64巻1号及び65巻1号)に掲載されるとともに、科研費報告書(『唐代を中心とする「故意なき殺人」規定に関する基礎的研究』(令和2年度～令和4年度科学研究費補助金(基盤研究(C)一般)研究成果報告書)2023年3月発行))の形で公表されている(金沢大学機関リポジトリ(「KURA」)に登録・公開済み)。

(2) 上述の報告書には、本篇である鬪訟律の現代語訳とは別に、附篇として2本の論文を収録した。川村康「宋代正犯考」は、宋代の「故意なき殺人」類型に対してもしばしば用いられることのある「正犯」という概念について、南宋期の『慶元条法事類』に収録された名例勅や随勅申明の詳細な分析を通じて、特に「正犯」とよく似た概念である「真犯」という用語との使い分けに着目し、赦降による刑の減免の適用範囲を拡大することを意図する場合に、あえて「真犯」ではなく(「真犯」は原則として赦降の対象から除外された)あえて「正犯」という概念を用いたことを明らかにした。

(3) 七野敏光「刑名枉錯の断例 元代における文書書換えの一件」は、元代の著名な法書である『元典章』に収録されたある傷害致死事件の断例を詳細に分析し、賄賂を得て事件を穩便に処理しようとする地方官の要請を受けて検死を担当する「仵作」が検死報告書に虚偽記載をした結果、それが発覚して多くの官吏の処分につながって行った様子を、史料に基づき克明に描き出すことによって、当時の検死の実態の一端を明らかにしたものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 中村正人・唐律疏議講読会	4. 巻 65(1)
2. 論文標題 『唐律疏議』鬪訟律現代語訳稿(4) 第31条から第38条まで	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 pp.199-229
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中村正人・唐律疏議講読会	4. 巻 64(1)
2. 論文標題 『唐律疏議』鬪訟律現代語訳稿(3) 第21条から第30条まで	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 pp.165-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中村正人・唐律疏議講読会	4. 巻 63(1)
2. 論文標題 『唐律疏議』鬪訟律現代語訳稿(2) 第11条から第20条まで	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 pp.175-212
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川村 康	4. 巻 なし
2. 論文標題 宋代正犯考	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『唐代を中心とする「故意なき殺人」規定に関する基礎的研究』(科研費成果報告書、自費出版)	6. 最初と最後の頁 pp.137-155
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川村 康	4. 巻 71(1)
2. 論文標題 宋代以勅補律考：宋律勅合編序説	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 pp.1-154
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 七野敏光	4. 巻 なし
2. 論文標題 刑名枉錯の断例 元代における文書書換えの一件	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『唐代を中心とする「故意なき殺人」規定に関する基礎的研究』（科研費成果報告書、自費出版）	6. 最初と最後の頁 pp.157-182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 七野敏光	4. 巻 34
2. 論文標題 [刑名枉錯の断例]の紹介	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋法制史研究会通信	6. 最初と最後の頁 pp.1-5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	川村 康 (KAWAMURA Yasushi) (00195158)	関西学院大学・法学部・教授 (34504)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	七野 敏光 (SHICHINO Toshimitsu)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関